

## 議案第 9 3 号

### 損害賠償の額を定めることについて

農業集落排水処理施設田村地区浄化センターにおける汚水流出事故に伴う損害賠償について、次のとおり損害賠償の額を定める。

令和 2 年 1 1 月 2 7 日 提出

亀山市長      櫻 井 義 之

#### 1 事故の状況

令和 2 年 2 月 9 日 亀山市田村町地内の農業集落排水処理施設田村地区浄化センターにおいて、高圧受変電盤の漏電遮断器が作動したことにより各機器が停止し、流入汚水が停滞したため汚水が流出し、相手方所有の田を汚損させた。

#### 2 相手方

■  
■

#### 3 損害賠償の額

1, 1 1 3, 6 0 0 円

#### 提案理由

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により議会の議決を求める。